

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、駐車場業を主とした複合サービス業として、お客様や企業価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. 駐車場業務及び地域全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、駐車中の車両管理、駐車場利便性の向上、地域との関係創りにおける付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、教育技能支援、等）
⇒他企業との事業・協働での取組み機会創出のための利用等の連携支援を行う
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
⇒駐車管理を行い、利用時のデータ、効率性、危機管理等におけるITの利用を行う。
- c. 専門人材マッチング
⇒テレワーク及びネットワーク化を行い、効果的な駐車場管理・ノウハウ共有を行う。
- d. サステナブル化及びグリーン化の取組（脱・低炭素化技術事業への参画、生産工程等の脱・低炭素化支援、グリーン調達 等）
⇒駐車時のエンジンストップやグリーン車推奨・支援の掲示設置等の活動を行う。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
⇒社内への健康増進策の実施及び駐車場利用者へ過度運転を控える呼び掛け等を行う。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と協力事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

手形は、廃止しましたので、委託代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等は求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

駐車場利用におけるイノベーション、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする「自主行動」を実施します。

令和5年6月1日

有限会社三英駐車場

企 業 名

代表取締役 鈴木 英二

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。